自治会

協働文化推進課協働担当　内線223

■ 町内の自治会

字名	自治会名
田端	田端
一之宮	一之宮西、宮山南部
一之宮1丁目	一之宮東、一之宮西、一之宮北第1、中瀬、新町
一之宮2丁目	一之宮西、一之宮北第1、新町
一之宮3～5丁目	一之宮西、一之宮北第2
一之宮6丁目	一之宮西
一之宮7丁目	一之宮西、一之宮ソフィア
一之宮8丁目	一之宮東、一之宮西
一之宮9丁目	一之宮東
中瀬	一之宮東、中瀬、筒井
大曲	大曲
岡田	岡田東、岡田西、新町、大蔵、宮山、小谷
岡田3丁目	岡田東、岡田西、新町
岡田4丁目	岡田東
岡田5丁目	岡田東、岡田西、小谷
岡田6丁目	岡田西、小谷
岡田7丁目	岡田もくせいハイツ、県営寒川もくせいハイツ第二、菅谷台、大蔵、小谷
岡田8丁目	岡田東、越の山住宅
大蔵	新町、大蔵、小谷
小谷	岡田西、新町、宮山、大蔵、小谷
小谷1丁目	大蔵、小谷
小谷2～4丁目	小谷
小動	小動
宮山	新町、新橋アパート、宮山、宮山南部
倉見	倉見

■ 自治会に加入しましょう

寒川町は、東海地震などにより大きな災害に見舞われることが予想されています。災害が起きたときは、避難誘導、安否確認、声かけなど近所同士での助け合いが大切になりますので、日ごろから自治会の行事や地域の活動などで住民同士の交流を深めておく必要があります。

自治会では、さまざまな活動を行っています。住んでいる地域を住みよくするために、自治会に加入しましょう。

■ 地域ではこんな活動をしています

防災・防犯などの生活安全活動

●防災訓練・防災活動、子どもの見守りなどの防犯活動を行っています。

●防犯灯の設置申請・管理を行っています。

地域課題解決に向けた活動

●町や地域の行事等の情報を回覧板でお知らせしています。

●道路や通学路の安全確保、交通施設など地域環境の整備その他地域問題の解決に向け、町と意見交換をしています。

地域施設の維持管理と環境美化活動

●地域がきれいであり続けるために、公園・広場のごみ拾いや美化活動を行っています。

●地域・地区集会所の管理運営を行っています。

さまざまな行事による地域ふれあい活動

●子育て支援の活動（子ども会への支援）や高齢者福祉活動（ふれあいサロン・敬老会活動）を行っています。

●だんご焼き、盆踊りなど、気軽に交流できる機会を作っています。

■ 各自治会の取り組み例

町内には23の自治会があります。各自治会が行っているさまざまな活動・行事について、取り組みの一部を紹介します。

筒井自治会

防災活動や夏まつりのほか、会員拡大活動として、10月から12月にかけて自治会未加入世帯を把握し、加入促進活動を行い、6世帯の新規加入者を迎えることができました。

一之宮東自治会

自主防災組織の継続的な下部組織として自主防災部会を立ち上げました。防災訓練では、さまざまな事態を想定した訓練のほか、要援護者を車いすに乗せて避難する訓練も実施しました。

県営寒川もくせいハイツ第二自治会

安心・安全なまちづくりの一環として、防犯パトロール、子ども見守り隊、防犯啓発などの活動を実施しています。年末のパトロールでは、拍子木を打ち鳴らしながら火災予防も呼び掛けています。

倉見自治会

ふれあいサロン「絆くらみ」を倉見地域集会所に開設しました。毎月第3水曜日、サロンでは、軽い体操でリフレッシュしたり、健康相談を実施したり、手品、倉見在住ミュージシャンによるミニコンサート、抽選会などで楽しんだりしています。

宮山南部自治会

近年問題となっているごみの減量化・資源化に対する意識を高めるため、まちぐるみ美化運動、河川美化キャンペーンの日程にあわせて、寒川広域リサイクルセンターの見学会を開催しました。今後も環境への取り組みに力を入れていきます。

寒川町自治会長連絡協議会

町内の23の自治会長から構成される協議会組織です。毎月定例会を行っており、各自治会の情報・意見交換等を行っています。

また自治会の活動を紹介する自治会だよりを発行しています。

情報公開コーナー

総務課行政総務担当　内線217

役場本庁舎に情報公開コーナーを開設しています。情報公開制度と個人情報保護制度の案内、相談、請求の受け付けのほか、町政に関する刊行物や資料の閲覧などもできます。

■ 情報公開制度

町では、行政の透明性を高め、説明責任を果たすため、情報公開制度を設けています。誰でもこの制度を利用して、町が所有する公文書を見たり、写しの交付を請求したりすることができます。

情報公開制度は、町が保有しているすべての文書を対象としていますが、個人のプライバシーが侵害されたり、公益が損なわれたりする内容が記録されている場合は、その部分を除いて公開します。

■ 個人情報保護制度

町が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して具体的なルールを定めたものです。

また自分の個人情報について、見たり、写しの交付を請求したりすることができます。

さらにその情報に誤りがあれば訂正を求めることができ、情報の取り扱いが不適正であれば利用の停止を求めることもできます。

■ 手続き方法

来庁して手続きをするほかに、情報公開制度は、郵送や町ホームページにある電子申請オンライン窓口で手続きをすることができます。いずれの場合も、原則として、請求をしてから15日以内に町が公開の可否を決定します。

審議会等の委員の公募・会議の公開

協働文化推進課協働担当　内線222

■ 審議会等の委員の公募

町では、制度を検討する協議会や個々の計画の策定を行う審議会などの審議会等の委員について、町民の皆さんに行政に参加、参画していただくため、公募の枠を設けています。審議会等の委員が15人以下の場合は最低１人、16人以上の場合は２人以上を公募の委員としています。

※専門的な調査機関や専ら個人情報を扱うような審議会等には公募の枠を設けていません。

■ 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は原則として公開しています。審議会等の会議を開催する際に傍聴席を設け、資料を配付するほか、会議の結果を議事録として町役場、町民センター、各公民館、寒川総合図書館、寒川文書館、町ホームページで公表しています。

パブリックコメント

協働文化推進課協働担当　内線222

町では、町民の皆さんに直接関わる基本的な計画や条例などを策定するときに、町の考え方や方針を町民の皆さんにお知らせし、ご理解いただくとともに、町民の皆さんからご意見を直接いただくため、パブリックコメント（意見募集）を実施しています。

パブリックコメントを実施するそれぞれの案件は、広報さむかわや町ホームページへの掲載、町役場 、町民センター、各公民館、寒川町健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館などの資料配布閲覧場所への掲示によりお知らせしますので、ご意見を担当課等か資料配布閲覧場所の意見募集箱へ提出してください。

お寄せいただいたご意見は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに後日公表します。個別の回答はしません。

町長への手紙

町民窓口課町民相談担当　内線171

「わたしの提案・町長への手紙」は皆さんが気軽に町政に参加できる制度です。

住みよい寒川のまちづくりのために、多くの皆さんからご意見をいただき、町政に反映させていくことが大切であると考えています。日ごろ考えていること、ふと思いついたこと、将来のまちづくりのことなど、町政への具体的で建設的なご意見、ご提案をお寄せください。

■ 提案方法

町役場本庁舎正面入口右にある意見箱に入れるか、町民窓口課へ郵送か直接、ファクスまたは町ホームページの入力フォームでご提案ください。

郵送の場合

〒253-0196　寒川町長（町民窓口課）あて郵送

ファクスの場合

FAX（74）5613へ送信

町ホームページの場合

次のURLからフォームに入力して送信

URL

http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/chosei/tyoutyoushitsu/1386910596369.html

注意事項　次の内容のもの、住所・氏名など連絡先が記載されていないものに対しては回答しません。

- ●個人や団体を誹謗中傷するようなもの
- ●宣伝活動や営利目的に関する内容と判断されるもの
- ●公序良俗に反するもの

総合計画

寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画

企画政策課企画行革担当　内線231

■ 基本構想

目標年次である2020年度（平成32年度）を展望して本町がめざすべき将来像を示したものです。その実現のため、まちづくりの理念を掲げ、基本目標と施策の方向を定めます。

■ 基本計画

基本構想に定められた基本目標と施策の方向に基づき、必要な諸施策を体系的に示したものです。

計画期間は、目標年次までの19年間を前期10年間と後期9年間に分け、2012年度（平成24年度）から2020年度（平成32年度）までの9年間について、後期基本計画として定めます。

■ まちの将来像と基本目標・施策の方向

「優（やさ）しさと　輝きと　うるおいのあるまち　湘南さむかわ」

第1章　快適でにぎわいのあるまちづくり

- 連携を考えた交通環境の整備を進めます
- 快適な生活環境の整備を進めます
- 魅力ある市街地の整備を進めます

第2章　環境と共生したうるおいのあるまちづくり

- 水とみどりの保全と活用を進めます
- 環境にやさしいまちづくりを進めます

第3章　安心で生きがいのあるまちづくり

- 明るく生きがいのある健康づくりを進めます
- 心のかよいあう福祉を充実します
- 安心して暮らせるまちづくりを充実します

第4章　豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

- ふれあいのある生涯学習を充実します
- 豊かな心をはぐくむ教育を進めます
- 地域の文化活動を進めます

第5章　魅力ある産業と活力のあるまちづくり

- まちの特性を生かしたふるさとの創造を図ります

■ 将来都市構造

今後のまちづくりにあたっては、3つの拠点と周辺都市の主な拠点と地域連携を図るための東西および南北方向の連携軸を強化するとともに、3つの拠点を結び付ける連携軸（交通インフラ、情報インフラ、水や緑などの自然）を強化して、それぞれの役割や機能を相互に生かし合うことで、本町の特性を生かしたにぎわいと活力を創造するまちをめざしていきます。

都市未来拠点

新幹線新駅周辺は、新幹線新駅と寒川北インターチェンジのインパクトを適切に受け止めつつ、倉見駅周辺との一体的整備を図ることにより、広域からの集客にも対応した文化・交流、商業・業務などの機能集積を図り、都市未来拠点として考えます。

生活中心拠点

寒川駅周辺は、既存の機能集積を生かして、町の中心にふさわしい町民のための商業集積を図り、生活中心拠点として考えます。

産業集積拠点

寒川南インターチェンジ周辺は、自動車専用道路のインターチェンジ直近という交通条件の良さを適切に受け止めつつ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図り、産業集積拠点として考えます。

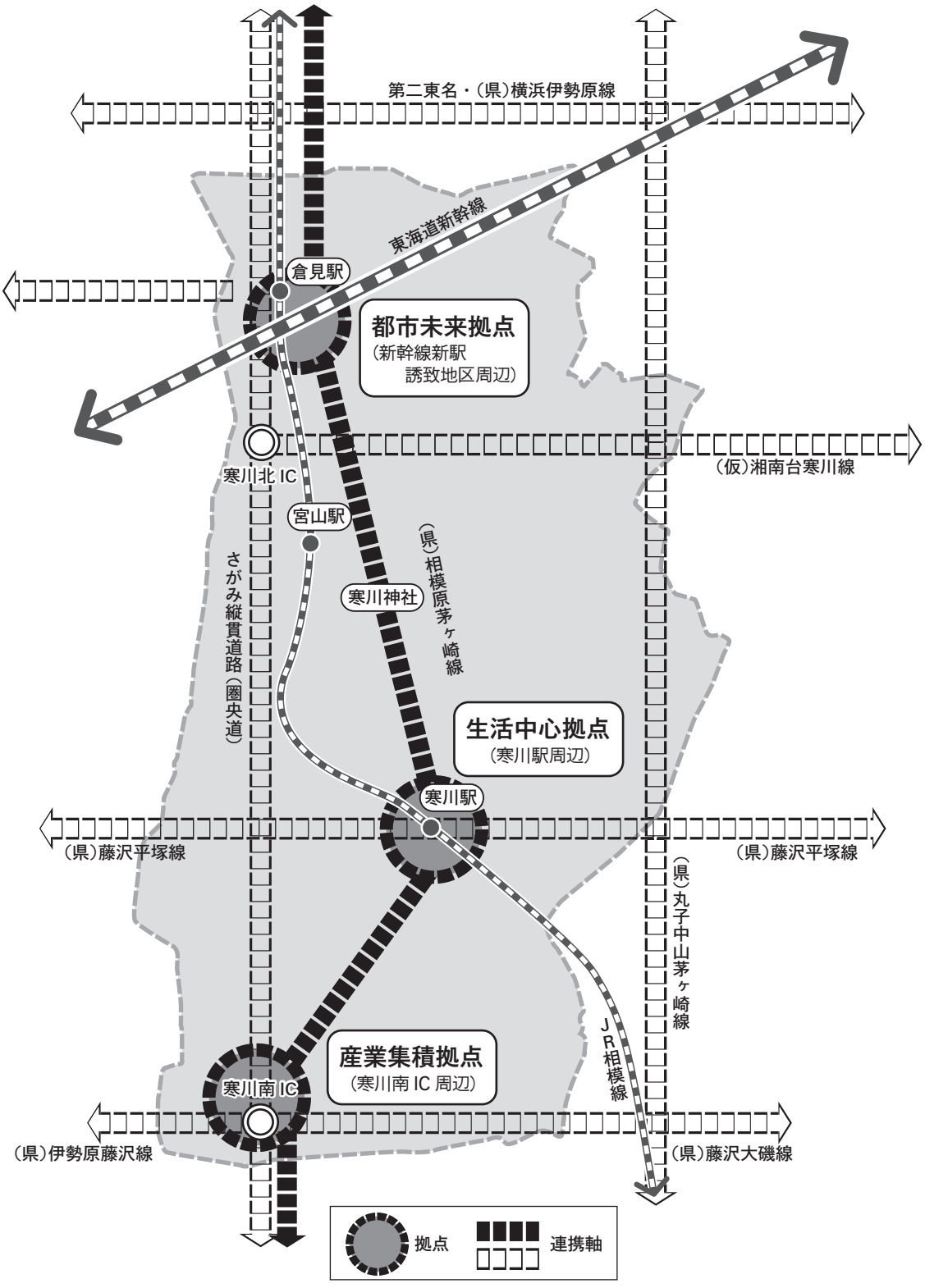

■ 6つの重点プロジェクト

プロジェクト1
明日を担う子どもたちの健やかな育成

少子高齢化が一層進む中、子どもたちの笑顔は町の宝であり、その子どもたちを健やかに育てることは、大人たちの大きな責務です。そこで、子どもの学齢期に養うべき確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むための教育環境を整えます。

また、町の将来を担う子どもたちが、勉強以外にも、さまざまな「教育」の場面にふれることで、夢にあふれる将来を子どもたちが自ら考えられるよう「生きる力」を育みます。

- 少人数学習や特別支援学級を拡充します
- 「地域のせんせい」をつくり、地域での絆づくり教育を進めます

町立寒川小学校での授業

プロジェクト2
安心して暮らせるまちづくり

過去に発生した大震災の教訓を生かして、地震や台風などの災害に強いまちづくりとして、地域の防災体制の強化を進めます。また、近年、悪質・凶悪化する犯罪にも対応し、特に地域の子どもたちの安全を確保するよう、地域における防犯体制を充実します。

- 自主防災組織の強化、資機材の充実、防災協定を拡充します
- 子ども見守り隊や防犯パトロールを促進します

町総合防災訓練

プロジェクト3
地域の絆づくり

地域のことは地域で決めるという新たな地方分権の時代に入り、より個性的で魅力あるまちづくりが求められています。地域の実情に応じた、コミュニティの維持・形成、まちづくりを進めるとともに、町民と町が自治の担い手として、それぞれの役割と責任を果たしながら、連携、協働を進めます。

- 新たな地域のコミュニティをつくります
- 地域主体による活性化事業を支援します
- まちづくり懇談会を開催します

まちづくり懇談会

プロジェクト4
いきいきと暮らせるまちづくり

世代間の多様な価値観の違いや急速な核家族化が見られる中で、子どもと高齢者などのふれあいにより、絆を深め、心豊かに暮らせる社会を構築します。
また、子どもをはじめ、すべての町民が心と身体の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

- 世代間交流や高齢者の生涯学習を支援します
- 食育計画をつくり、健康づくりを進めます

昔の遊び教室

プロジェクト5
活力ある産業の育成

活力ある産業の育成に必要な都市基盤として、広域的な道路ネットワークの整備を進めます。また、町内の熱意ある企業や商業者に対する総合的な産業支援、広域行政による「産・学・官」の連携による新たな産業チャンスを創出します。

- (仮称) 湘南台寒川線の早期整備による産業の活性化
- 産業チャレンジ応援プログラムの導入

工業技術見本市への共同出展

プロジェクト6
豊かな自然の保全

都市化の進展により自然環境が減少しているなか、町の魅力である豊かな自然環境を、町民の共通の財産として次代に引き継いでいくために、新たな環境共生型のまちづくりを進めます。

- 企業と連携したエコタウン計画をつくります
- クリーンエネルギーを普及促進します

相模川と工業団地

広報・情報提供

広報活動

企画政策課広報統計担当　内線234

■ 広報さむかわ

毎月1日発行です。町内すべての世帯や事業所に配布しているほか、町内の公共施設などにも置いています。
※各月の1日を過ぎても届かない場合はご連絡ください。

■ 町ホームページ

パソコン

URL
http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/

携帯電話

URL
http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/m/

■ FMラジオ

レディオ湘南（83.1MHz）さむかわ情報のひろば

DJ・HAGGYが行政情報をお伝えします。
放送日時　毎週月曜日午前8時5分～8時10分

DJ・HAGGY（観光協会応援団長）

■ さむかわ広報板

町内56カ所に設置しています。公共性のあるものであれば掲示できますが許可が必要です。広報統計担当で手続きしてください。

議会情報

議会事務局　内線341

■ さむかわ議会だより

年4回程度発行します。町内すべての世帯や事業所に配布しているほか、町内の公共施設などにも置いています。

■ 本会議インターネット中継

町議会の本会議の模様を町ホームページで中継します。生中継と録画中継をご自宅のパソコンなどからご覧になれます。

URL
http://www.samukawa-town.stream.jfit.co.jp/

防災情報

危機管理課危機管理担当　内線241

■ 防災行政用無線

緊急放送

地震、水防、気象警報、火災に関する情報、行方不明などの緊急情報を放送します。

一般放送

火災予防、防災訓練、選挙啓発に関する事項、町などが主催する行事に関する事項などを放送します。

防災行政用無線情報

24時間以内に放送された防災行政用無線の放送内容を町ホームページで公開しています。

URL
http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/~bousai/i/i_musen/i_musen.htm

テレフォンサービス

直前に放送された防災行政用無線の放送内容を電話で確認することができます。
☎（74）0999

■ エリアメール配信

次の配信項目が発生したときは、町内にあるNTTdocomo、au、softbankの携帯電話に対し、同社の緊急速報「エリアメール」で町の災害情報を一斉配信します。

- 特別警報
- 避難情報（勧告・指示）
- 大津波警報
- 指定河川洪水警報
- 東海地震予知情報
- 国民保護情報（弾道ミサイル・航空攻撃・ゲリラ・テロ情報）
- その他住民の安全に関わる情報

受信の条件

- エリアメール対応機種であること
  （一部機種ではエリアメールの受信設定が必要）
- 電波の状況が良好であること
- 通話中・パケット通信中でないこと

※登録、費用は不要です。

■ 全国瞬時警報システム　J-ALERT

自動で、緊急地震速報や国民保護情報などの緊急情報を受信し、町内51カ所の防災行政用無線屋外スピーカーからサイレンや情報を流すシステムです。

コンピュータが自動で放送しますので、真夜中の放送や誤報の場合もあります。誤報の場合は誤報キャンセル放送が流れます。

また震源が近いときや直下型地震のときは間に合わないことがあります。

急病・救急・火災のときは

休日当番医

広報さむかわの行事カレンダーで確認するか町役場へお問い合わせください。

救急病院

平日の診療時間外や午後10時以降は次の病院へお問い合わせください。

寒川病院
宮山193　☎(75)6680

茅ケ崎市立病院
茅ケ崎市本村5-15-1　☎(52)1111

茅ケ崎中央病院
茅ケ崎市茅ケ崎2-2-3　☎(86)6530

湘南東部総合病院
茅ケ崎市西久保500　☎(83)9111

耳鼻咽喉科・眼科急患

消防署　☎(75)8000

日曜日、祝日、年末年始の午前9時～午後5時は、消防署へお問い合わせください。

歯科急患

茅ケ崎市地域医療センター　☎(52)1611
茅ケ崎市本村5-9-5

日曜日、祝日、年末年始の午前9時～正午、午後1時～5時は、茅ケ崎市地域医療センターへお問い合わせください。

かながわ小児救急ダイヤル

☎045(722)8000
♯8000(携帯電話からも可)

夜間、子どもの急な体調変化や症状について、家庭でどう対処すべきか、すぐに医療機関にかかるべきか看護師がアドバイスします。治療や診断はしません。受け付け時間は午後6時～午前零時です。

救急・火災は局番なしの119番へ

消防署　☎(75)8000

■ 119番で教えて欲しいこと

救急の場合は
- ●住所、氏名、建物の名称、電話番号
- ●現在の状態と症状
- ●けが人や病人の名前、生年月日、掛かり付けの病院

火災の場合
- ●住所、氏名、建物の名称、電話番号
- ●燃えている所や物
- ●けが人の状態、逃げ遅れの状況

■ 携帯電話から通報する場合

- ●電波の都合で近隣の市町にかかった場合、消防署に転送されますが音声が聞きにくいことがあります。
- ●住所や目標になる建物を把握しておいてください。
- ●携帯電話の番号をお聞きし、消防署から連絡する場合があります。携帯電話の電源は切らないでください。

■ 反応が無い、呼吸が感じられないとき

- ●通報時に電話で人工呼吸や胸骨圧迫の方法を教えますので、移動できるよう子機などで通報してください。
- ●AED（自動体外式除細動器）があるときは電源を入れて音声メッセージに従ってください。

AED（自動体外式除細動器）

AEDは、心臓がけいれん（心室細動）を起こして、血液を送り出すポンプ機能を失ってしまったときに電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための装置です。医学的知識がなくても、音声案内に従って操作すれば、簡単に使うことができます。

救急医療情報キット

福祉課福祉総務担当　内線141

救急医療情報キットは、救急隊員が迅速な救命活動等を行うことができるように必要な情報を入れておく保管容器です。町では万一の救急時に役立つ救急医療情報キットを無料で配布しています。

救急医療情報キット

対象　一人暮らしまたは日中一人になってしまう高齢者、体の不自由な人などでキットを希望する人

申し込み　地域の民生委員児童委員、自治会、福祉課へ直接（地域の民生委員児童委員が配布します）

ごみ・資源物・リサイクル

ごみの分別収集

環境課資源廃棄物担当　内線436

ごみと資源の正しい分け方・出し方をご覧ください。

不用品登録制度

町民窓口課町民相談担当　内線171

一般家庭などで不用になった物品について、再利用できるものの情報を収集・紹介して有効活用を推進しています。

登録資格　町内在住または町内に事業所等を有する人

登録品目　家具、電気製品、台所用品、文具、楽器、軽車両、書籍、玩具、その他一般生活用品

※高額商品、食品、動植物、修理が必要なもの等は登録できません。

登録期間　有効期間は3カ月（再登録可）

登録方法　希望する人は、町民窓口課に電話か直接、ファクスまたは町ホームページの入力フォームから登録してください。ファクスの場合は住所、氏名、電話番号、品名、利用状況、希望価格、などを記載して送信してください。

設定価格　不用品登録制度の趣旨をご理解いただき、無料または低価格でお願いします。

システム　当事者間で連絡を取り合っていただきます。取引が成立した場合は必ず町民窓口課にご連絡ください。

紹介場所　登録された不用品は、役場1階町民窓口課前の掲示板、町ホームページ、広報さむかわで紹介しています。

町民窓口課前の掲示板

注意事項

- 町ホームページに掲載された物品は、更新のタイミングにより、すでに取引が成立している場合もありますのでご了承ください。
- 町では物品のお預かりはしません。

消火器のリサイクルについて

消防本部予防課予防担当　☎(75)8002

町では不用となった消火器の収集は行っていません。処分については販売店か消火器リサイクル推進センターへお問い合わせください。

消火器リサイクル推進センター

☎ 03（5829）6773

URL　http://www.ferpc.jp/

し尿のくみ取り・浄化槽の清掃

し尿のくみ取り

環境課資源廃棄物担当　内線436

■ 毎月するくみ取り（定額制）

環境課で手続き後、処理券の発行を受け、くみ取り時に作業員に処理券を渡してください。処理券は次の年度から、料金未納など特別の場合を除き、定期的に郵送されます。

料金　世帯人数やくみ取り回数により決定

■ 随時のくみ取り（従量制）

環境課で手続き後、処理券の発行を受けてから寒川公衆衛生社☎(75)0070へ申し込み、くみ取り時に作業員に処理券を渡してください。料金はくみ取った量10ℓにつき50円です。

浄化槽の清掃

環境課資源廃棄物担当　内線436

町許可業者の寒川公衆衛生社☎（75）0070が有料で清掃します。同社へ直接依頼してください。年末や大型連休前は混み合いますので、お早めにお申し込みください。

下水道・道路

下水道について

下水道管理担当　内線335

下水道は次のルールを守って正しく利用しましょう。

- 台所の流しにごみや油を流さない。
- 水洗トイレにおむつやティッシュなど水に溶けないものを流さない。
- ガソリン、シンナー、石油、アルコールなどの危険物を流さない。
- 汚水管に雨水を流さない。

■ 公共下水道への速やかな接続

下水道処理区域では、生活排水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければなりません。くみ取り便所や浄化槽を利用している場合は、その利用をやめ、公共下水道に接続させてください。

■ 下水道使用料

公共下水道を使用している場合は、通常2カ月ごとの水道使用水量に応じて計算し、2カ月ごとに水道料金と一緒に徴収します。

■ 下水道関係助成制度

下水道の普及促進のため、新たに公共下水道の供用が開始された区域で改造工事（くみ取りやし尿浄化槽の汚水を公共下水道に接続する工事）を行う場合は次のような補助を実施します。排水設備設置工事申し込みの際に、あわせて申し込んでください。

水洗便所改造等助成金制度

新たに公共下水道が整備された区域で、改造工事を行う場合は、その工事費に応じて4,000～32,000円を限度として助成します。アパートや借家などは特別な計算方法で助成金額を算出します。

対象　下水道が新たに整備され、供用が開始された日から3年以内に改造工事をした人。ただし、供用開始日から1年を経過すると、助成対象となる工事の範囲が縮小します。

水洗便所改造等資金貸付あっせん制度

新たに公共下水道が整備された区域で、改造工事を行う場合は、その工事費（100,000円以上）に応じて100,000～350,000円の資金を金融機関から借りられるようあっせんし、利子分は町で負担します。

対象　下水道が新たに整備され、供用が開始された日から3年以内に改造工事をした人。ただし、供用開始日から1年を経過すると、あっせん対象となる工事の範囲が縮小します。

その他の条件　次のとおり

- ●あっせん対象となる建物の所有者または使用者であって、自ら居住している人
- ●あっせん金額について償還能力のある人
- ●連帯保証人1人を立てられる人（連帯保証人には要件があります。詳しくはお問い合わせください）

浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成制度

公共下水道が整備された区域で、改造工事をする場合に、不要となった浄化槽を雨水貯留施設へ転用する場合は、工事費として40,000円を助成します。

対象　改造工事を行うと同時に、雨水貯留施設への転用工事を行った人（既に取り壊してしまった浄化槽については転用工事ができませんのでご注意ください）

雨水貯留槽設置助成制度

雨水貯留槽を設置をする場合は、本体取得額に2分の1を乗じて得た額を助成します。ただし、1台につき30,000円を限度とします。

対象　雨水貯留槽を設置する個人および事業所。助成の対象は1建築物につき4台までとします。

道路について

道路課管理担当　内線311

■ 道路の穴あきなどを見つけたときは

町道の破損や側溝の詰まりなど、お気づきの点がありましたらご連絡ください。補修や清掃などを行います。

■ 狭あい道路の整備（セットバック）

幅4m未満の道路に面した土地に家屋の新築・増改築をする場合、セットバックした部分は町で買い取るか、町への寄付をお願いしています。ブロック塀や生け垣などがある場合は一定の基準により補償をします。

狭あい道路を解消するため、自主的に後退してくださる場合は道路課へご相談ください。

■ 私道整備補助金

私道を所有者が舗装整備する場合、寒川町私道整備補助金交付要綱によりその費用の一部を補助します。

■ 私道などの寄付

私道などを道路用地として町に寄付する場合、寒川町道路用地寄附取扱要綱により申請を受け付けます。

電気自動車

電気自動車導入補助制度

環境課環境保全担当　内線432

電気自動車の購入経費の一部を助成します。

対象　町内在住の個人または町内に事業所等を有する法人もしくは個人事業者であって、町税を滞納しておらず、自ら使用する電気自動車（各年度の4月1日以降に新規登録をしたもの）を購入した人

※過去に本補助金を受けている人は対象外。

補助額　1台につき50,000円

町役場の急速充電器をご利用ください

総務課管財担当　内線212

町では、電気自動車の導入にあわせて、急速充電器を現業棟車庫内（本庁舎北側）に設置しました。

電気自動車普及促進の一環として急速充電器を導入しましたので、当面の間、充電費用を無料としています。

急速充電器は、電池容量の8割を充電した時点で停止しますのでご注意ください。

利用時間　午前8時30分～午後5時

利用方法　開庁時は総務課へ、それ以外のときは役場日直室へ申し出てください。

※電力需給ひっ迫時は、利用できない場合があります。

急速充電器

町の電気自動車

住　宅

住宅用太陽光発電システム設置補助制度

環境課環境保全担当　内線432

住宅（自らが居住する店舗等併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する人に費用の一部を助成します。

対象　町内在住（町内在住となる見込みの人を含む）であって、町税を滞納しておらず、自らが電灯契約を結ぶ人

※過去に本補助金を受けている人は対象外。

補助額　発電能力1kWにつき15,000円（上限50,000円）

※システム設置前に申請してください。

※未使用のシステムが設置された住宅等を購入する場合も補助対象になります。

家庭用燃料電池システム設置補助制度

環境課環境保全担当　内線432

家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置する人に費用の一部を助成します。

対象　町内在住（町内在住となる見込みの人を含む）で、町税を滞納しておらず、未使用のシステムを自ら居住する住宅に設置する人

※補助金の交付は、住宅1戸に対して１回限りです。

補助額　1台につき50,000円

※システム設置前に申請してください。未使用のシステムが設置された住宅等を購入する場合も補助対象になります。

住宅用防災（火災）警報器の維持管理

消防本部予防課予防担当　☎（75）8002

全ての住宅に住宅用防災（火災）警報器の設置が義務付けられています。まだの人は早めに設置しましょう。

設置後は、警報器の作動状態と電池残量を確認し、誤作動の原因となるホコリやクモの巣を掃除しましょう。

警報器の維持管理について詳しくは、取扱説明書をご覧いただくか、メーカーにお問い合わせください。

※悪質な訪問販売に注意ください。消防職員が家庭を訪問し、住宅用防災（火災）警報器や消火器のあっせんや販売、特定の業者の紹介を行うことはありません。

住居表示

（法人）都市計画課都市計画・開発指導担当　内線323
（個人の住居表示証明）町民窓口課総合窓口担当　内線173

住居表示実施区域に新しく建てられた家や建物に対する住居番号の付番、住居表示実施当時の新旧の証明、住居表示と建物の所在（底地番）の証明を行っています。

生垣緑化推進補助金制度

都市計画課みどり・国県担当　内線327

みどりあふれる美しい町並みや防災、地域の緑化推進を図るため、生垣の新設に対して補助します。

対象　町内在住の人

補助要件

- 公道等に面する部分が延長5m以上の垣根
- 土台の高さが80㎝以下の生垣
- 道路等の境界確認が完了していて、道路等にはみ出していないこと
- 樹木の種類は町が推奨するものであること

補助額　生垣根に要する経費の2分の1以内（上限200,000円）

※申請前に着手すると補助金の支払いができない場合があります。必ず事前に申請してください。

ペット・衛生

犬・猫について

環境課環境保全担当　内線435

ペットに関する苦情が多く寄せられています。主な内容は鳴き声やふんの放置についてです。寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例で飼養（管理）する動物の適正管理が定められています。ペットはきちんとしつけ、適正に管理してください。

■ 犬を飼うとき

登録

狂犬病予防法により生後91日以上の犬は登録が義務づけられています。犬を取得したときは30日以内に犬の登録をしてください。

狂犬病予防注射

狂犬病予防法により生後91日以上の犬の飼い主には毎年1回の予防接種を受けさせることが義務づけられています。毎年4月上旬に町が実施する集合注射会場や動物病院などで必ず受けさせてください。動物病院で受けさせた場合は環境課での手続きが必要です。

飼い主が守るべきこと

犬の散歩中のマナーについて、多くの苦情が寄せられています。

- トイレは自宅で済ませるようしつけましょう。散歩中にしてしまったら、ふんは持ち帰り、尿に水をかけましょう。他人の土地にふんを埋めてはいけません。
- 飼育・管理している犬が公共の場所等でふんをしたとき、そのふんを放置すると20,000円以下の罰金が科される場合があります。
- 町では犬のふんで困っている人に注意看板を配布しています。詳しくは環境課へお問い合わせください。

●町でしつけ教室を開催しますので、犬を飼い始めた人、しつけに困っている人は、ぜひご参加ください。

飼っている犬がいなくなったら

環境課へご連絡ください。

野良犬で困ったら

動物保護センター☎ 0463（58）3411にお問い合わせください。

■ 猫を飼うとき

●室内飼育に努め、周囲への迷惑、猫の事故や病気を防ぎましょう。

●猫を屋外で飼育したり、飼い主がいない猫に餌を与えたりする場合は、餌の適正管理やふんの適正処理に努め、周囲の迷惑にならないようにしましょう。

飼い猫の不妊・去勢手術

町では、野良猫や捨て猫の増加を防ぐため、飼い猫の不妊・去勢手術を推奨し、不妊・去勢手術費用の一部を助成しています。

対象　町に住民登録があり、猫を飼っている人（手術後も責任を持って飼うこと、助成の交付決定通知を受けてから1カ月以内に町内の動物病院で手術を受けることが条件）

助成額　1年度につき1世帯1匹まで

●不妊手術　5,000円

●去勢手術　3,000円

■ 犬や猫が飼えなくなったら

茅ケ崎保健福祉事務所☎（85）1171または動物保護センター☎0463（58）3411にお問い合わせください。

スズメバチの巣の駆除

環境課環境保全担当　内線435

スズメバチに刺されると生命にかかわる場合があるため、町では巣の駆除を行っています。スズメバチの巣は、球（ボール）のような丸い形、きれいな縞模様、出入り口が1カ所というのが特徴で、樹木の枝、地面の空洞、軒下など雨風をしのげる場所に作られます。

スズメバチの巣を見つけたときは速やかにご連絡ください。

※町が駆除するのはスズメバチの巣だけです。それ以外の蜂の巣についてはペストコントロール協会☎0120（06）4643へご相談ください。

特定外来生物アライグマ捕獲協力のお願い

環境課環境保全担当　内線435

近年、町内でもアライグマが増加し、生活被害だけでなく生態系への被害も報告されています。アライグマを目撃したり被害にあったりしたら捕獲檻を貸し出しますので、町へ報告してください。

また町では捕獲にご協力いただける人を募集しています。ぜひご連絡ください。

野生生物の餌付け行為はやめ、屋外に生ごみやペットの餌などを放置するのはやめましょう。

住みよい環境を守り育てるまちづくり

環境課環境保全担当　内線435

町の住みよい環境を守り育てていくために、町民の皆さんや事業者と町が協力して地域の環境美化や生活環境の向上に取り組んでいます。町では、公共の場所などにおいて環境美化活動を行っている団体等にごみ袋を配布したり、ごみを回収したりしています。

禁止行為

次の行為は条例で禁止されています。

●ポイ捨て（20,000円以下の罰金）

●公共の場所等での落書き（50,000円以下の罰金）

●犬のふんの放置（20,000円以下の罰金）

●午後10時～午前6時に花火をすること

野焼きの禁止

環境課環境保全担当　内線435

野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や県生活環境の保全等に関する条例で一部を除き禁止されているため、違反した場合は罰せられる場合があります。

野焼きをすると、臭気などで近隣住民に迷惑を掛けたり、火災の原因となったりするだけでなく、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質が発生します。

また構造基準を満たしてない焼却炉は使用できませんので、家庭から出る落ち葉や紙などは、ごみの分別収集に出してください。

なお事業系廃棄物は町では収集しませんので、収集運搬許可業者に委託するなどして適正に処理してください。

一人ひとりの小さな心掛けで、町の住みよい環境を守り育てていきましょう。

※例外的に禁止されていない農作業に伴う野焼きでも周囲に影響がないようにしなくてはなりません。

私たちの生活と水環境

環境課環境保全担当　内線435

川の汚れの原因は、事業所や工場からの排水、家庭からの生活排水です。川では生活排水の中に含まれている有機物や洗剤などの汚染物質を分解していますが、浄化能力以上に汚染物質が流れ込むと分解しきれず汚れてしまいます。

きれいな川、水を守るため、次のことに注意しましょう。

●調理くずや油は流さないようにする

●台所、洗濯、風呂掃除などには石けんなどの分解性の高い洗剤を使用するとともに使いすぎに注意する

●川や海などでバーベキューやキャンプをしたときは、調理くずやごみを持ち帰り、川や海で洗浄、洗濯などはしない

●単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽に転換する

※参考「県洗剤対策推進方針」

赤ちゃんと家族の皆さんへ

母子健康手帳等の交付

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線162

母子健康手帳は妊娠中の経過や出産後の健康診査などの記録に使用します。妊娠に気付いたら、できるだけ早い時期に医師の診察を受け、母子健康手帳と妊婦健康診査費用補助券・妊婦歯科健康診査記録票の交付を受けてください。

妊婦歯科健康診査

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線162

妊娠中に1回受診できます。妊婦歯科健康診査記録票を持って指定歯科医療機関で受診してください。

費用　500円

予防接種

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線164

さむかわ健康だよりをご覧ください。

乳幼児健康診査

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線162

4カ月児健康診査

3カ月から5カ月になる前々日までの間に指定医療機関で受診してください。

お誕生前健康診査

10カ月から1歳になる前々日までの間に指定医療機関で受診してください。

1歳6カ月児健康診査

1カ月前に通知します。健康管理センターで受診してください。

3歳6カ月児健康診査

1カ月前に通知します。健康管理センターで受診してください。

各種教室・育児相談など

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線162

日程は、広報さむかわ、さむかわ健康だより、町ホームページで確認してください。

■各種教室

父親・母親教室

対象　初妊婦とパートナー

内容　妊娠・分娩について、日常生活上の健康管理、妊娠中の栄養、母乳や育児についての知識、赤ちゃんのお風呂などの子育て情報案内（1コース4日間）

■育児相談など

祖父母世代の孫のお守り講座

対象　最近の育児事情について興味のある人

内容　昔と今の子育ての違いを学びます。

7カ月児相談

対象　生後7カ月の子どもがいる人

内容　育児全般についての相談・ブックスタート

2歳児歯科相談

対象　2歳の子どもがいる人

内容　虫歯予防のための口腔観察と相談、身体・体重測定、生活・栄養の相談

子どもの歯科相談

対象　就学前の子どもの歯について心配事がある人

内容　歯科衛生士による虫歯予防・相談（月1回 要予約）

子育て広場（健康管理センター）

対象　就学前の子どもがいる人

内容　身長・体重の測定、生活相談

子どもの心の相談

対象　就学前の子どもがいる人

内容　心理判定員による育児やことばの相談（要予約）

■離乳食講習会

ごっくん期

対象　生後4～6カ月の子どもを育てている人

内容　離乳食の始め方、調理実習・試食

かみかみ期

対象　生後9～11カ月の子どもを育てている人と赤ちゃん

内容　3回食のすすめ方、試食

乳児家庭全戸訪問事業

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線162

保健師や助産師の資格を有する町職員が生後4カ月までの乳児を育てているすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みについて相談を受け、子育てに関する情報を提供します。

また新生児訪問事業と併せて実施しますので、出産時の状況などを伺ったり、体重を測定したりします。

医療費助成・手当

子どもの医療費助成

子ども青少年課子ども家庭担当　内線155

小児、ひとり親家庭等の医療費助成制度については、入院時食事療養費標準負担額など保険外のものは対象外

です。また健康保険組合などから支給される付加給付や他の公費負担医療などの適用がある場合は、その全額を控除した額を助成します。

■ 小児医療費助成制度

対象

- ●①1歳未満の乳児（0歳児）
- ●②1歳から9歳到達後最初の3月末日までの幼児等（8月から12歳まで拡大します）
- ●③小学4年生から中学校卒業までの小児（8月から中学生の小児に変更します）

内容

- ●①②に対しては医療機関などで受診したときの医療費の保険診療分の自己負担額（通・入院費）を助成
- ●③に対しては医療機関などで受診したときの医療費の保険診療分の自己負担額（入院費）を助成（後日精算）

注意事項

- ●②③は所得制限があります。（申請時に所得を確認）
- ●①②は原則、有効期間が1年の医療証を発行します。
- ●医療証は毎年更新が必要です。誕生月の15日前後に申請書を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて子ども青少年課へ提出してください。

■ ひとり親家庭等医療費助成制度

対象　ひとり親家庭の父または母および養育者とその子どもで、子どもが18歳に達する最初の3月31日まで（子どもに中度以上の障害がある場合、高校在学中の場合は20歳未満まで）

内容　医療機関などで受診したときの医療費の保険診療分の自己負担額を助成

注意事項

- ●所得制限があります（毎年所得を確認）。
- ●年齢によっては福祉医療証が必要であるなど要件があります。

特定不妊治療費助成制度

子ども青少年課子ども家庭担当　内線155

不妊治療のうち、医療保険が適用されないため高額の医療費がかかる特定不妊治療（体外受精と顕微授精）について、治療に要する費用の一部を助成します。

対象　次の要件を全て満たす人

- ●法律上の婚姻をしている夫婦であって、夫婦両方またはいずれかが申請日の6カ月前から町内に在住していること
- ●神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成決定を受けていること
- ●県への申請時における夫婦の前年（申請日が1月から5月の場合は、前々年）の所得の合計額が7,300,000円未満であること
- ●県を除く他の地方自治体から助成を受けていないこと
- ●町税を完納していること

内容　特定不妊治療に要した治療費のうち、神奈川県から受けた助成額を控除した額について、1年度あたり1回限り、県助成額の3分の1を超えない範囲で、50,000円を限度に助成します。助成は通算2年度受けることができます。

申請方法　神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成決定後6カ月以内に、寒川町特定不妊治療費助成金申請書に次の書類を添えて子ども青少年課に申請してください。

- ●神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業の決定通知書
- ●受診等証明書の写し
- ●神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請時に添付書類として提出した特定不妊治療に要した治療費（保険外診療）の領収書の写し
- ●住民登録、所得などの確認に必要な書類（公簿等を確認することについて同意した場合は除く）

子どもの手当

子ども青少年課子ども家庭担当　内線155

■ 児童手当

次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため手当を支給します。

対象　中学校修了前の児童を養育している人

支給額

区　分		支給額（月額）
3歳未満の子ども		15,000円
3歳以上の小学校修了前の子ども	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限以上の世帯の子ども		5,000円

注意事項　所得制限があります（所得を確認）。

■ 児童扶養手当

対象

- ●父母の離婚や死亡などによって父親または母親と生計を共にしていない児童がいるひとり親家庭
- ●父親または母親に重度の障害のある児童がいる家庭

支給額　（平成26年4月現在）

- ●1人目　所得金額により月額9,680円～41,020円
- ●2人目　月額5,000円を加算
- ●3人目　以降 1人につき月額3,000円を加算

支給期間　18歳になった後の最初の3月31日（子どもに中度以上の障害がある場合は20歳未満）まで

注意事項

- ●所得制限があります（毎年所得を確認）。
- ●公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給できる人は対象外です。

■ 特別児童扶養手当

対象　20歳未満の重度・中度の障害のある人を養育している人

支給額　（平成26年4月現在）

- ●重度 1人当たり月額49,900円
- ●中度 1人当たり月額33,230円

注意事項　所得制限があります（毎年所得を確認）。

保育所・児童クラブ

保育所

子ども青少年課保育担当　内線154

■ 認可保育所

さむかわ保育園
宮山935
☎（75）0134

旭保育園
宮山2194
☎（75）0773

一之宮愛児園
一之宮8-3-1
☎（75）0729

対象　生後6カ月以上の未就学児
定員　各保育所180人
入所基準　乳幼児の保護者のいずれもが次のいずれかに該当し、乳幼児を保育することができない場合
※保護者以外に祖父母などが家庭内で児童を保育できる場合は除きます。
※1日4時間（午前2時間、午後2時間の計4時間）以上働いていることが就労として認められる条件です。
- ●保護者が会社などで月16日以上働いている
- ●保護者が自営業・内職などで月16日以上働いている
- ●保護者が出産前後である（2カ月以内）
- ●保護者が病気であったり心身に障害がある
- ●家族に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいて、保護者が介護している
- ●火災、地震などの災害を受け、その復旧の間である

保育時間　月～土曜日の次の時間（土曜日については入所後に利用の申し込みが必要）
- ●通常保育　午前8時～午後4時
- ●長時間保育　午前7時～8時、午後4時～6時
- ●延長保育　午後6時～7時

※長時間保育および延長保育は申し込みが必要です。また延長保育には別に保育料が掛かります。
休所日　日曜日、国民の祝日および12月29日から翌年1月3日まで
申し込み　入所希望月の前月15日までに子ども青少年課または町ホームページにある保育所入所申込書に次の書類を添付して、同課へ提出してください。
- ●保育できない状況を確認するための書類
- ●源泉徴収票または確定申告書の写し
- ●1月2日以降に転入し、所得税が非課税の世帯は、前年度の住民税課税証明書

町外保育所への入所を希望する場合
認可保育所と同じ方法で申し込んでください。町が希望の市町村と協議します。市町村によって締め切り日、必要書類などが異なりますので、事前にご確認ください。

保育所で一緒に遊ぼう

町内の認可保育所では、入所児童と地域の子どもが一緒に楽しく遊べるように、園庭を開放したり、各種イベントを開催したりしています。同年代の子どもを育てる保護者同士で交流することもできますので、気軽に遊びに来てください。

認可保育所の園庭開放
砂遊びやボール遊びなど、園庭を使って入所児童と自由に遊べます。
開放日時　月～金曜日　午前9時30分～11時30分

みんなが参加できる催し
運動会、七夕集会、盆踊り会、クリスマス会、どんど焼き、節分集会など楽しい行事を予定しています。お誘い合わせの上、ご来所ください。

保育所で遊ぼう
保育所に入所していない子どもを対象に各保育所で行っている催しです。実施時期、内容などは広報さむかわなどでお知らせします。

■ 認可外保育施設（私設保育施設）

乳幼児を預かるサービスを行っている施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設（いわゆる認可外保育施設）については「私設保育施設」と総称しています。保育の内容、保育時間、料金などは施設にお問い合わせください。

湘南保育園
岡田4-17-26
☎（75）9100

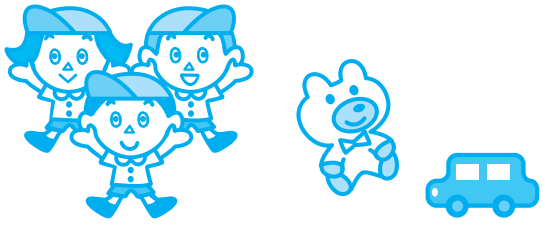

児童クラブ（学童保育）

子ども青少年課青少年育成担当　内線152

昼間、保護者が仕事などで家にいない家庭の子どもたち（主に小学1～3年生）の遊びを通じた健全な育成を図るため、町では児童クラブ（学童保育）を放課後児童健全育成事業として行っています。

子どもの成長における遊びの場の1つとして、児童クラブをご利用ください。

あおぞらクラブ（寒川小学区）

宮山934
（町民センター分室内）
☎（74）6575

わかばクラブ（旭小学区）

倉見1675-3
（旭小学校内）
☎（73）4802

げんきっ子クラブ（小谷小学区）

小谷4-5-1
（小谷小学校内）
☎（73）5851

わんぱくクラブ（一之宮小学区）

一之宮7-3-1
（一之宮小学校内）
☎（75）1671

星の子クラブ（南小学区）

一之宮9-9-1
（南小学校内）
☎（75）3995

入所申請　各クラブへ直接
運営　各クラブの保護者会が運営
開設日
- 月～金曜日　午後1時30分～6時（延長保育は午後6時～6時30分）
- 土曜日　午前9時～午後5時
- 長期休業（夏休みなど）　午前9時～午後6時（延長保育は午前8時30分～9時、午後6時～6時30分）

入会金　初回10,000円
保育料　月額11,000円（おやつ代含む）
延長保育料　各クラブにお問い合わせください（月額最高3,000円）
保険料　年額3,000円

就学・就園の援助

就学援助制度

学校教育課学事担当　内線524

対象　町立小・中学校に通う児童・生徒がいる世帯で次のいずれかに該当し、生活保護世帯に準ずる経済的に困難な世帯
- 生活保護の停止・廃止
- 住民税が非課税
- 児童扶養手当を受給
- 経済的な理由で就学が困難

内容　学用品費や給食費、校外活動費などを援助します。
手続き　申請書類等を学校か学校教育課で受け取り、学校へ提出してください。

私立幼稚園等就園奨励費補助金制度

子ども青少年課保育担当　内線155

対象　6月1日時点で町に住民登録をしている3歳から5歳までの私立幼稚園または幼児教育施設に在園している園児の保護者
内容　対象者の経済的な負担を軽減するために保育料・入園料の一部を補助（減免）します。
申し込み　6月に幼稚園などから配布される申請書を幼稚園などに提出してください。
※町外の幼稚園などに通園している人で、町の申請書が必要な場合は通園先の幼稚園などに申し出てください。

健　康

健康診査・検診・健康相談

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線164

■ 健康診査

成人の健康診査

さむかわ健康だよりをご覧ください。

成人歯科健康診査

さむかわ健康だよりをご覧ください。

■ 検診

肝炎ウイルス検診

さむかわ健康だよりをご覧ください。

がん検診

対象　年齢基準日は受診する年度の末日です。詳しくはさむかわ健康だよりをご覧ください

- 胃がん（集団検診）40歳以上75歳未満の人
- 胃がん（施設検診）40歳以上
- 大腸がん　40歳以上の人
- 肺がん　40歳以上の人
- 乳がん（視触診）　30歳以上の女性（施設検診のみ）
- 乳がん（視触診併用マンモグラフィー）　40歳以上の偶数歳の女性
- 子宮がん（頸部）　20歳以上の偶数歳の女性
- 子宮がん（頸部および体部）　20歳以上の偶数歳の女性（施設検診のみ）

※自己負担があります。

■ 健康相談

妊娠出産、子育て、思春期、生活習慣病予防や改善、禁煙、各世代の栄養などについて保健師、管理栄養士、看護師と相談できます。

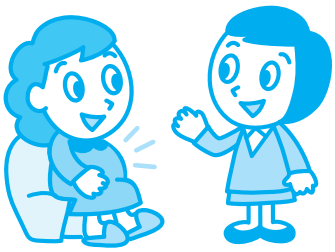

教室・指導

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線164

各種健康教室

健康づくりに関する講座を開催しています。

訪問指導

生活習慣病予防や健康づくりのため、保健師・管理栄養士が訪問を必要とする人に保健指導を行います。

予防接種

健康・スポーツ課健康づくり担当　内線164

乳幼児、小・中学生・高校生・成人の予防接種

さむかわ健康だよりをご覧ください。

高齢者インフルエンザ予防接種

自己負担があります。詳しくはさむかわ健康だよりをご覧ください。

対象

- 65歳以上の人
- 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器に1級程度の障害のある人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある人

茅ケ崎保健福祉事務所

☎（内線85）1171・FAX（82）0501

精神保健相談、エイズ相談・検査、女性の健康相談等を行っています。

高齢者の医療と福祉

介護保険サービス

高齢介護課介護保険担当　内線136

加入者　40歳以上の人

利用者

- 65歳以上であって要介護認定を受けている人
- 40歳以上であって老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護が必要と認められ、要介護認定を受けている人

内容

- 在宅サービス　居宅介護支援、訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具購入費の保険分支給、住宅改修費の保険分支給など
- 施設サービス　特別養護老人ホーム、老人保健施設など
- 地域密着型サービス　認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護など

手続き　高齢介護課の窓口で要介護認定の申請をしてください。

持ち物　介護保険被保険者証、健康保険被保険者証（40～64歳までの人）

地域包括支援センター（町役場内）

☎（72）1294・FAX（72）5552

高齢者等の在宅介護や介護予防などに関する相談、介護予防プランの作成を行います。

各種教室

高齢介護課高齢福祉担当　内線133

介護教室

介護者などが介護の知識や技術を習得するための教室です。

費用　教材費等実費

元気はっけん教室

介護予防を目的に、体や頭の体操、お口のケアや低栄養改善講座、レクリエーションなどを行います。

費用　1日につき昼食代400円、教材費実費、送迎片道100円（送迎利用者のみ）

徘徊高齢者SOSネットワーク

高齢介護課高齢福祉担当　内線133

認知症等で行方不明になる可能性のある人を捜索するためのネットワークへ登録します。費用は無料です。

高齢者福祉サービス

高齢介護課高齢福祉担当　内線131

ひとり暮らしの高齢者（65歳以上の人）やその家族に各種福祉サービスを提供しています。

生活支援型デイサービス

介護認定で非該当とされた高齢者（おおむね65歳以上の人）を対象に、閉じこもり防止や健康維持のための講座やレクリエーション活動を行います。

ところ　町ふれあいセンター

費用　1回200円（別途料金として昼食400円、送迎片道100円）

寝具乾燥・丸洗いサービス

寝具乾燥等ができない寝たきりかひとり暮らしの人、高齢者世帯の人、重度障害のある人が使っている布団の乾燥、丸洗いを行います。

費用　乾燥1回あたり160円、丸洗い1回あたり360円

給食サービス

食事の支度が困難なひとり暮らしや高齢者世帯の人に昼食を提供します。

費用　1食450円

緊急通報システム

ひとり暮らしであって慢性疾患がある人に安否を確認するための機械を貸与します。

費用　設置費5,400円、通報するための通話料金

ごみの訪問収集

寝たきり高齢者のいる世帯、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、重度の障害のある人のいる世帯で、指定収集場所へのごみ出しが常時困難な世帯を戸別に訪問してごみ等を収集します。

収集回数

- 可燃ごみ　週2回以内
- 可燃粗大・不燃・資源物・紙ボロ類　月1回
- プラスチック製容器包装　月2回以内

紙おむつ代の助成

在宅で寝たきりまたは認知症のため、常時紙おむつが必要な高齢者の紙おむつ代を介護している家族に助成します。

助成額

- 高齢者を介護していて生計中心者の町民税額が50,000円以下の世帯　購入費用の2分の1（月額1人5,000円を限度）
- 介護認定で要介護4または5の高齢者を介護していて生計中心者の町県民税額が非課税の世帯　年額1人75,000円を限度

(社)寒川町シルバー人材センター

小動982-2　☎(74)7622

健康で働く意欲のある60歳以上の人が、働くことを通じて生きがいを見いだし、これまでの経験と知識で社会に貢献することを目的とした公益法人です。

仕事に応じて配分金（報酬）が支給されます。入会方法等はシルバー人材センターへお問い合わせください。

仕事内容　植木の手入れ、ふすまの張り替え、駐輪場の整理、草取り、清掃等

ゆめクラブ寒川(町老人クラブ連合会)

小動982-2（町ふれあいセンター内）　☎(74)7715

おおむね60歳以上の人を対象に、毎日を健康で心豊かに暮らすため、趣味、レクリエーション、奉仕活動などをしているクラブです。入会方法等はお問い合わせください。

奉仕活動の様子

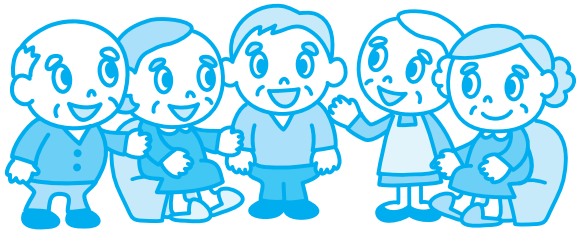

障害のある人と家族の皆さんへ

障害者手帳

福祉課障がい福祉担当　内線144

制度上の援護を受けたり、各種制度を利用したりするには障害者手帳が必要です。

手帳名	対象
身体障害者手帳	身体に障害のある人
療育手帳	知的障害のある人
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害状態にあると認定された人

重度障害者等医療費の助成

福祉課障がい福祉担当　内線144

次のいずれかに該当する人に、医療機関などで受診したときの保険適用分の自己負担の一部を助成します。65歳以上で重度障害者等となった場合、所得が基準を超える場合は対象外です。

- 1級または2級の身体障害者手帳を交付されている人
- 3級の内部障害の身体障害者手帳を交付されている人
- A1、A2またはB1の療育手帳を交付されている人
- 知的障害と認定された人のうち知能指数が50以下の人
- 1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

自立支援医療

（更生医療・精神通院医療・育成医療）
福祉課障がい福祉担当　内線144

更生医療、精神通院医療、育成医療の医療費の一部を公費で負担します。

対象　次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳を交付されている人
- 身体に障害のある18歳未満の児童
- 精神疾患による継続的な通院治療が必要な人

障害福祉サービス等

福祉課障がい福祉担当　内線143

障害、難病等により介護や訓練を必要とする場合に次の障害福祉サービス等を提供（介護保険対象者は介護保険によるサービスが優先）します。このサービス等を利用するには事前に相談や調査等の手続きが必要です。

利用者負担額　原則、各サービス費用の1割

居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で食事、入浴、排泄の介護などを行う

同行援護
視覚障害により移動が著しく困難な人を対象に、外出時における移動に必要な情報提供や支援などを行う

短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、施設で食事、入浴、排泄の介護などを行う

生活介護
昼間、常に介護が必要な人を対象に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、食事、入浴、排泄の介護を行う

就労移行支援
一般企業への就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行う

就労継続支援
一般企業への就労が困難な人を対象に、働く場を提供し、知識や能力を向上させるための訓練を行う

共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う

施設入所支援
夜間や休日、施設に入所している人に食事、入浴、排泄の介護などを行う

計画相談支援等
障害福祉サービスの利用者を支援する中心的な計画を作成する

移動支援
屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出や社会参加をするための外出時に移動を支援する

日中一時支援
介護者が私的理由により介護を行えないときなど、一時的に施設等で見守りを行ったり、障害のある人の放課後活動として一時的に施設で預かったりする

補装具費支給
身体障害者手帳を交付されている人が身体上の失われた部位・機能を補うために必要な車いす等の装具を購入・修理するための費用を一部助成する

日常生活用具費の給付
日常生活の便宜を図るための日常生活用具を購入する費用を一部助成する

※障害福祉サービス等の詳細については、福祉課へお問い合わせください。

児童発達支援事業

子ども青少年課子ども家庭担当　内線151

言葉や発達の遅れが心配な子どもに生活訓練等を行っています。専門職による「ことばの相談・からだの相談」等も実施しています。

町立ひまわり教室
☎（75）6820

神奈川県在宅重度障害者等手当

福祉課障がい福祉担当　内線144

8月1日現在において、県内に引き続き6カ月以上住んでいて、所得が一定基準以下である在宅重度障害者に下表の手当額を1月に支給します。支給年度の前年度の8月1日から支給年度の7月31日までの間において、病院や施設等に3カ月以上入院または入所した人、65歳に達した日以降に新たに障害者手帳の交付を受けた人は対象外です。

※現況届は一度認定された人でも毎年の提出が義務づけられています。

障害の程度	手当額（年額）
いずれかに該当する人 ●身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2（知能指数35以下）、精神障害者保健福祉手帳1級のうち複数を交付されている人 ●特別児童扶養手当の支給に関する法律に規定する障害児福祉手当または特別障害者手当の支給を受けている人	60,000円

特別障害者手当・障害児福祉手当

福祉課障がい福祉担当　内線144

常時特別な介護を必要とする状態の人に支給します。本人または配偶者と扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給停止となります。

手当名	対象	手当額（年額）
特別障害者手当	常時特別な介護を必要とする20歳以上の重度障害者	26,000円
障害児福祉手当	常時特別な介護を必要とする20歳未満の重度障害者	14,140円

特別児童扶養手当・児童扶養手当

子ども青少年課子ども家庭担当　内線153

35ページをご覧ください。

各種助成

福祉課障がい福祉担当　内線143

■ 住宅設備改善費の助成

障害のある人が住みやすいように既存住宅の浴室、便所、玄関等を改造する場合、経費の一部助成をします。改修工事前にご相談ください。

対象　次のいずれかに該当する人

- ●身体障害者手帳1級または2級を交付されている人
- ●知能指数35以下の人
- ●身体障害者手帳3級を交付されている人であって知能指数50以下の人

助成額　助成限度は40万円です。助成額は世帯収入額により異なります。

■ 福祉タクシー制度

在宅の重度障害者がタクシーを利用した場合に500円を助成するタクシー券を交付します。

対象　次のいずれかに該当する人

- ●身体障害者手帳下肢障害1級または2級の人
- ●身体障害者手帳上肢障害1級の人
- ●身体障害者手帳内部機能障害1級の人
- ●身体障害者手帳を交付されている人で人工透析治療のため医療機関に通院している人
- ●身体障害者手帳体幹障害1級または2級の人
- ●身体障害者手帳視覚障害1級または2級の人
- ●療育手帳A1またはA2を交付されている人
- ●知能指数が35以下の人
- ●特定疾患医療受給者証を交付されている人

※住民税の課税状況により適用がされない場合もあります。

※普通自動車税、軽自動車税の減免を受けている人は利用できません。

交付枚数　1月あたり4枚（人工透析治療を受けている人は8枚）です。1年度分48枚（人工透析治療を受けている人は96枚）を一括で交付します。

■ 施設通所交通費の助成

福祉施設に通所している人に対し、公共の交通機関を利用した際の交通費の一部を助成します。

助成額　施設通所に要した交通費実費と定期運賃を比較し、どちらか低い方の3分の2に相当する額を支給します。

■ 運賃などの割引

有料道路通行料金の割引

障害のある人が日常使用する自動車で日本道路公団等の有料道路を利用する場合、通行料金が割り引かれます。

この制度を利用するには申請が必要です。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

バス運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている人はバス運賃が割り引かれます。

この制度を利用するには運賃割引証が必要です。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人はタクシー運賃が1割引になります。乗車の際に各手帳をご提示ください。